

河津町障害者活躍推進計画

機 関 名	河津町
任命権者	河津町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
河津町における障害者雇用に関する課題	河津町においては、令和元年6月1日現在、法定雇用障害者数を達成しているものの、法定雇用率は未達成の状況である。また、法定雇用率は今後引き上げられる予定である。そのため、法定雇用率の達成を目指し、積極的な採用活動をするとともに、障害者である職員の活躍のため体制整備や各種取組が必要である。
目 標	
(1) 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参 考）令和元年6月1日時点の実雇用率：1.83%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
(2) 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）任免状況通報時、障害者である職員の定着状況の把握と進捗管理を行う。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当等）を整備する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
(2) 人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者が配属されている部署の職員を中心に、障害者職員を支援するための各種研修の受講案内を行い、参加を募る。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。 ○ 従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎的環境整備として、障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規に採用した障害者については定期的に面談を行い、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採用選考にあたり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。 ○ 募集・採用に当たっては、不適切な取扱いを行わない。
(3) 働き方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時差出勤・早出遅出制度、短時間勤務制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○ 時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4) キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5) その他の人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○ 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○ 本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。